様式第３号（第３条関係）（平28公安規２・令元公安規１・令元公安規３・一部改正）

第　　号
令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　殿

公　安　委　員　会　㊞

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

令和　　年　　月　　日付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありましたが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第８条第３項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本産業規格Ａ列４番）